

反対討論＝2019年12月17日

日本共産党宮城県議会議員団の大内真理です。台風19号で被災された皆様へのお見舞いと亡くなられた方々へお悔み申し上げます。会派を代表して、第370回県議会定例会に提案されている48議案中、議第184号、197号、212号、213号、228号の5議案と諮問第一号に反対し、討論します。

今定例会には、台風19号対策に842億円の補正予算が計上されましたが、浸水深・床上1m未満の被災世帯に対する県独自の支援策創設には、至りませんでした。全国ではすでに33道府県が独自支援に踏み出しています。まず独自支援策を講じながら、国の統一的な支援策の拡充を求めるべきと改めて指摘し、以下、議案に対する反対理由を述べます。

●まず、**議第184号議案「港湾整備事業特別会計補正予算」**と関連する議第212号、213号議案「財産の処分について」です。これらは、石巻港区雲雀野地区工業用地の県有地2区画を、輸入バイオマス発電所を全国展開する「レノバ」の100%子会社である「合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー」に売却する議案とその不動産売り払い収入12億400万円が計上された補正予算です。

「レノバ」は、石巻市のみならず宮城野区の津波被災地である蒲生にも、仙台市から土地を購入し、同様の輸入バイオマス発電所を建設予定です。使用される材料は全て輸入木材ペレットやパームヤシガラ材です。輸入材料は再生可能エネルギーとはいえません。特にパームやしは、熱帯雨林の消失や生物多様性の減少などの環境破壊が指摘され、熱帯林や泥炭地の開発により、膨大な量のCO₂が放出されます。

12月にはマドリードで「第25回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP25)」が開催されました。日本政府は温室効果ガス削減目標の引き上げも「脱石炭」も表明できませんでした。気候変動は、台風の大規模化やゲリラ豪雨の多発を招き、世界中で大きな自然災害が生じています。CO₂s削減は一刻の猶予も無い中、日本政府は世界の脱炭素社会の流れに大きく逆行しています。

また、漁業関係者から「火力発電所の温排水による漁場への影響」が心配されています。海水を使っている冷却方式にかわって、空気冷却方式を日本で初めて採用するということですが、実績のない処理方法にはいまだに不安の声が出ています。

宮城県は昨年度、「宮城県地球温暖化対策実行計画」を見直し、県内の2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で31%削減(CO₂換算)する目標を掲げました。この「県の実行計画」では、木質バイオマス等CO₂の削減は、『地産地消』『地域主導』に徹底的にこだわります」とあります。この方針にも反し、漁民へ不安もあたえている「輸入バイオマス火力発電所」建設操業のための県有地の処分とその売り払い収入は認められません。

●議題 228 号議案「石巻市立大川小学校国家賠償等請求に係る損害賠償金及び遅延損害金の支払いに係る専決処分」については、以下3点の理由により承認できません。

第1に、控訴審判決の主文には、「第1審被告ら」、すなわち宮城県と石巻市が連帯して金員をそれぞれ支払えと命じており、宮城県も応分の賠償金を負担すべきです。

第2に、今回の判決は組織的過失が認められたことが特徴です。ハザードマップのバッファゾーン設定や、危機管理マニュアルの内容の不備などについて、なぜ、現場で具体化ができなかったのか、石巻市や市教委に指導・助言する役割があった宮城県及び県教育委員会としても責任を重く受け止めるべきです。

第3に、大川小学校問題での再三にわたる専決処分は議会軽視であることです。

以上により認められません。

●諮問第1号議案「退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について」です。本諮問は県職員の飲酒運転に係る処分を巡って、処分庁である教育委員会が懲戒免職を理由に退職手当を全額不支給とした処分に対し、審査請求が出されたものについて地方自治法に基づき議会に諮問するものです。

もとより私どもは飲酒運転を擁護する立場では全くありません。飲酒運転には厳正に相応の処分が必要です。一方、処分をする場合には、条例に基づいた公正な審査が行われなければなりません。今回の審査請求に対し、行政不服審査法に基づき審理にあたった審理員の意見書では、「本件処分の判断過程には違法又は不当な点がある」として、「本件処分を取り消すことが適当」とされました。

その理由は、教育委員会が本人に出した「退職手当支給制限処分書」の条例検討に関する記載欄に、「条例第12条第1項に規定するその他の事情については勘案していない」と明記され、その後1年半にわたる審理員による審理でも7項目の条例列举事項の検討が確認されなかったからです。

ところが、審査庁による異例の再調査が行われると、教育委員会は一転「条例列举事項を全て検討した」との主張に変わり、審査庁にその証拠文書として「検討資料」が提出されました。しかし、この「検討資料」は作成した日もわからず、分限懲戒審査会の議事録もありません。また、「列举事項を全て検討した」というのであれば、分限懲戒審査会の翌日付けの「退職手当支給制限処分書」の条例事項の検討記載欄に「勘案していない」と明記していたことは大変、不自然です。よって、これを持って処分庁である教育委員会が条例に基づき適正な審査を行ったと判断することはできません。

以上より、私どもは本件処分を取り消し、再度分限懲戒審査会で審査を行うべきと考えます。

●最後に、議題 197 号議案、公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正によって、民間事業者が上水、工業用水、下水道事業の運営に参加することができるようになります。

条例改正に先立って行われたパブリックコメントでは、過去に例がない636通もの意見・要望が寄せられ、県民の大きな関心があることが示されました。そのほとんどが、県の強引で拙速な進め方に対する批判と、説明責任を県がもっと果たすよう求める声であり、民間事業者の参入に賛成する意見は、ほんの数%にすぎません。

条例改正の提案の前に、パブリックコメントに示された意見や疑問に答える住民説明会を丁寧に行うべきでした。仙台市内で2回行っただけでは、あまりにも不十分です。主権者であり、利用者である県民をおきざりにしての条例改正は認められません。

市民団体から、「継続審議とし、計画の精査と県民・市町村に対する説明責任を果たすよう求める」請願も議会に提出されました。この声を真摯に受け止めるべきです。

議案の審査で明らかになったことは

- ① 経費削減額 247 億円はあくまで県の期待額であり、今後、変わることがあること
- ② 経費削減額の中身は、人件費と設備更新費用が大きいということ
- ③ 県職員の人件費を 10%、15 億円分削減しようとしており、現場の技術力がまた低下していくこと
- ④ 管路の維持管理・発注は県が行うという、基本的な事項も 20 年間の契約期間中のことで、21 年目からそのまま県が行うか、運営会社が行うかそれは何ともいえない、検討外のことだということなどです。

これらをはじめ県民的議論がまだまだ不十分です。議論するために必要な情報の公開や説明もまったく不十分なまま、公営事業の設置等に関する条例の改正はあまりにも拙速で強引です。再来年 10 月の知事選挙の前の 6 月か 9 月議会で運営会社との契約案件を議会で可決するというスケジュールを改め、宿泊税導入や宮城県美術館の移転・新築の提案にも共通する強引な進め方はやめるべきであり、県民をおきざりにしての今条例改正は認められません。

以上の理由から、議第 184 号、197 号、212 号、213 号、228 号の 5 議案と諮問第一号に以上の理由で反対し、討論といたします。ご清聴ありがとうございました。